

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年9月6日（金）

10：01～10：27

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：野上浩太郎 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○国会提出案件 3件

○政令 15件

○人事 2件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づき策定するものであり、政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針等について定めるものであります。

次に、平成30年度「予算使用の状況」並びに、令和元年度第1・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を財政法に基づき、国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令15件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、同期間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を指定するものであります。

次に、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、現金自動支払機その他の機械の利息とみなされない利用料の上限等を引き上げるものであります。

次に、「地方自治法施行令の一部を改正する政令」及び「沖縄復帰に伴う文部省関係法令適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」は、成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律整備法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「電波法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日と定めるものであります。

次に、「学校教育法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、同改正法の施行に伴い、国立大学法人岐阜大学及び名古屋大学の統合に伴う経過措置等を定めるものであります。

次に、「愛玩動物看護師法の一部の施行期日令」は、同法のうち、愛玩動物看護師の国家試験を実施する試験機関の指定等に係る規定の施行期日を本年12月1日と定めるものであり、「農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令」は、農林水産省消費・安全局及び環境省自然環境局の所掌事務に愛玩動物看護師に関することを加えるものであります。

次に、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月1日等と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、農用地の利用権の設定を受ける場合の対価の算定方法及び有効期間を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「建築士法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和2年

3月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、一級建築士の登録を受けようとする者に係る手数料の額を改める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「自然環境保全法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和2年4月1日とするものであり、「自然環境保全法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、沖合区域の海底自然環境を保全するため指定された地域において、違反行為を行った外国船舶に係る担保金の提供による釈放等に関し、担保金の提供手続等を定めるものであります。

次に、「浄化槽法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、小林陵二外197名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきまして、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に基づく日本国による資金の提供に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、在沖縄海兵隊のグアム移転のため、今年度に日本国政府が提供する資金の額を1億9,357万ドルとすることについて、取り極めるものであります。なお、9日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○石田国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。全国2人以上世帯の7月の消費支出は、1年前に比べて、変動調整値で名目1.4%の増加、実質0.8%の増加となりました。エアコンディショナなどの「家庭用耐久財」などが実質減少となった一方、移動電話通信料などの「通信」や、医科診療代などの「保健医療サービス」などが実質増加となりました。1年前と比べた世帯の消費支出は、8箇月連続で、名目、実質ともに増加となっており、持ち直しています。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○石田国務大臣：総務省では、本年10月から11月までの2箇月間、全国家計構造調査を実施します。

この調査では、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにします。

この調査の結果は、年金、介護、生活保護など社会保障政策の検討にも利用される重要なものです。

今回の調査は、結果精度の向上を図るため、調査世帯を全国の約9万世帯に拡大

させるなどの見直しを行い、実施します。

各大臣におかれましては、本調査の円滑な実施に向け、御協力をよろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○柴山国務大臣：日本人の姓名のローマ字表記については、平成12年の国語審議会答申において、「姓一名」の順とすることが望ましい」とされております。当時、文化庁では、この答申の趣旨に沿って対応するよう配慮を求める通知を国の行政機関を含め広く発出したところですが、答申から20年近くが経過した現時点においても本答申の趣旨が必ずしも十分に共有されていないのではないかと考えられるところではあります。

一方、グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっております。私としては、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切であると考えております。

このため、今後、政府の作成する公文書等において日本人の姓名をローマ字により表記する際には、原則として「姓一名」の順で表記されるよう取扱いを定めていただきたくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和元年 〕
〔 9月6日 〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり
資あり ○ アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（決定）（内閣官房）

◎国会提出案件

- 資料あり
資あり ☆ 平成30年度における予算使用の状況（平成30年度出納整理期間を含む。）を国会及び国民に報告することについて（決定）（財務省）
- 〃 ☆ 令和元年度第1・四半期における予算使用の状況を国会及び国民に報告することについて（決定）（同上）
- 〃 ☆ 令和元年度第1・四半期における国庫の状況を国会及び国民に報告することについて（決定）（同上）

◎政 令

- 資料あり
資あり ○ 令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）（内閣府本府・総務・財務・農林水産省）
- 〃 ○ 利息制限法施行令等の一部を改正する政令（決定）（金融・消費者庁・法務省）
- 〃 ○ 地方自治法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○ 電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（総務省）

- 資料あり
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
(決定) (文部科学・財務省)
 - 〃 ○愛玩動物看護師法の一部の施行期日を定める政令
(決定) (農林水産・環境省)
 - 〃 ○農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令(決定) (同上)
 - 〃 ○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定)
(農林水産省)
 - 〃 ○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (同上)
 - 〃 ○建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (国土交通省)
 - 〃 ○建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (同上)
 - 〃 ○自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (環境省)
 - 〃 ○自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(決定) (環境省・警察庁・財務・国土交通省)
 - 〃 ○浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (環境・国土交通省)

◎人 事

- 資料なし
- ☆ 判事補兼簡易裁判所判事田郷岡正哲外5名を判事兼簡易裁判所判事に任命し、判事兼簡易裁判所判事河田充規を願に依り免ずることについて
(決定)
- 資料あり
- ☆ 東北大学名誉教授小林陵二外197名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章授与について(決定)

◎ 配 布
☆ 家計調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 元 年 〕
〔 9 月 6 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

- 改正された第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する書簡の交換について (決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕